

令和6年能登半島地震により被災された方への住宅支援について

入居対象者

令和6年能登半島地震により住宅が損壊し、住まいにお困りの方。

入居条件等

- (1) 入居期間は、原則として入居の日から1年間
- (2) 家賃は、全額免除
- (3) 敷金、連帯保証人は不要
- (4) 光熱水費及び区費等は自己負担
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (6) ペットと同居することはできません

申請に必要な書類

- ・ 特定公共賃貸住宅一時使用許可申請書
- ・ 被災証明書
- ・ 誓約書

入居受付期間

令和6年1月12日 から
午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

提供戸数

2 戸

※ エアコン、照明設備、ガスコンロ等は設置しておりませんので、入居される方でご準備ください。